

## (2) 認知症高齢者の見守り等地域の支援の実施状況

### 【制度等】

#### ア 認知症高齢者の見守りに係る方針及び事業の内容

##### (新オレンジプラン等における認知症高齢者の見守りに係る方針)

新オレンジプランでは、認知症高齢者の「安全確保」の方策として、「認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域によるさりげない見守り体制づくりが重要であることから、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護に加えて、広域的な連携や地域ネットワークの構築を含め、地域での見守り体制を整備する」とされている（資料3-(2)-①参照）。

令和元年6月18日に新オレンジプランに替わり新たに策定された認知症施策推進大綱では、行方不明者の早期発見・保護といった安全確保の取組を引き続き推進していくこととされている。また、「認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態」があり、「生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する」とされている。このための「地域支援体制の強化」の方策として、「認知症サポーターによる認知症の人の見守り活動、居住支援協議会（注1）・居住支援法人（注2）、地域運営組織（注3）による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援」とされている（資料3-(2)-②参照）。

さらに、認知症施策推進大綱では、「地域支援事業等の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進する」とされている。

(注) 1 「居住支援協議会」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が一堂に会し、高齢者の見守り等に関する情報交換等を行う協議会をいう。

2 「居住支援法人」とは、住宅セーフティネット法に基づき、住居確保や入居後の見守り等の居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものをいう。

3 「地域運営組織」とは、地域住民が中心となって送迎、声掛け・見守り、買い物支援など地域課題解決に向けた取組を実践する組織をいう。

##### (地域支援事業における認知症高齢者の見守り等に関する事業)

地域支援事業において、市町村は、任意事業として、認知症高齢者見守り事業を実施できるとされている。認知症高齢者見守り事業は、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的に、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を実施するものとされている（資料3-(2)-③参照）。

また、認知症高齢者を見守る事業そのものではないものの、地域支援事業の一つである認知症地域支援・ケア向上事業で市町村が配置した推進員の業務の一つとして、ボランティアが認知症高齢者の居宅を訪問して一緒に過ごす取組に関する企画及び調整がある（資料3-(2)-④参照）。

このほか、認知症高齢者のみを対象とはしていないものの、介護予防や自立した日常生活を支援することを目的に、支援者が高齢者の居宅を訪問する介護予防・生活支援サ

ービス事業の訪問型サービス及び生活支援サービスがある（資料3-(2)-⑤参照）。介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス及び生活支援サービスは、調理やゴミ出し、買物の代行・同行などの生活援助のほか、配食や定期的な安否確認などを行うものであるが、支援者が認知症高齢者を含む高齢者の居宅を訪問することから、見守り支援としての側面もある。

## イ 新オレンジプラン等における認知症サポーターの養成に係る方針

新オレンジプランでは、「認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進める」とされている。

認知症サポーターは、都道府県、市町村及び民間団体が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講・修了した者（注1）である。

新オレンジプランでは、社会全体の認知症についての理解を深めるため、認知症サポーターを令和2年度末までに1,200万人を養成することを目標に掲げ、この目標は認知症施策推進大綱にも引き継がれている。令和元年12月31日時点で、延べ1,234万4,701人が養成されている。

また、新オレンジプランでは、「今後は、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、あくまでもできる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるようにすることに、これまで以上に重点を置く」とされている（資料3-(2)-⑥参照）。

認知症施策推進大綱においても、「認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援（注2）につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築する」とされている（資料3-(2)-②参照（再掲））。

（注）1 認知症サポーター養成講座は、都道府県、市町村及び民間団体が実施している。認知症サポーター養成講座の内容は、厚生労働省が定めた「認知症サポーター等養成事業実施要綱」において、「認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護等」（60分）、「認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等」（30分）とされている。

認知症サポーター養成講座の受講者は、地域住民、高齢者と接する機会の多い金融機関やスーパーマーケットなどの従業員のほか、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒など様々である。

2 外出支援、見守り・声掛け、話し相手、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくり（認知症カフェの同行・運営参加）等を実施する。

## 【調査結果】

### ア 認知症高齢者の見守りに係る取組の実施状況

今回、調査対象62市町村における平成29年度の特に認知症高齢者を対象（注）とした見守りに係る取組の実施状況について調査した結果、46市町村で73取組が実施されていた。また、これ以外の16市町村においても、認知症高齢者を含めた何らかの支援が必要な高齢者への見守りに係る取組は実施されていた。

特に認知症高齢者を対象とした見守りに係る46市町村73取組の内容をみると、新オ

レンジプランにおいて認知症高齢者の安全確保の方策として取り組むこととされた、認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係るものが44市町村63取組（86.3%）となっていた。また、令和元年6月に新たに策定された認知症施策推進大綱において、「認知症バリアフリー」のための地域支援体制の強化の方策として取り組むこととされた、在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係るもの（認知症サポーターやその他の支援者による定期的な居宅への訪問、話し相手、趣味活動の付き合いなどの実施）が9市町村10取組（13.7%）となっていた。

（注） 取組の中には、認知症高齢者に加えて40歳以上の認知症の人等を対象としているものがある。

調査対象62市町村における平成29年度の特に認知症高齢者を対象とした見守りに係る取組の実施状況について調査した結果、図表3-(2)-①のとおり、46市町村で73取組が実施されていた。当該73取組の内容をみると、新オレンジプランにおいて認知症高齢者の安全確保の方策として取り組むこととされた、認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係るものが44市町村63取組（86.3%）となっていた。また、令和元年6月に新たに策定された認知症施策推進大綱において、「認知症バリアフリー」のための地域支援体制の強化の方策として取り組むこととされた、在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係るもの（認知症サポーターやその他の支援者による定期的な居宅への訪問、話し相手、趣味活動の付き合いなどの実施）が9市町村10取組（13.7%）となっていた。

**図表 3-(2)-① 認知症高齢者を対象とした見守りに係る取組の実施状況**

（単位：市町村、取組、%）

区 分	市町村数	取組数
認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係るもの	44 ( 95.7 )	63 ( 86.3 )
在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係るもの	9 ( 19.6 )	10 ( 13.7 )
計 (注3)	46 (100)	73 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係るもの及び在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係るものをいずれも実施している市町村があるため、認知症高齢者を対象とした取組を実施している市町村数（実数）と内訳の合計は一致しない。

**(7) 認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係る取組の実施状況**

認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係る取組を実施していた44市町村の取組内容をみると、図表3-(2)-②のとおり、行方不明が発生した場合に、関係機関に捜索協力を要請することとしていたものが38市町村（86.4%）みられた。警察等に捜索の依頼がなされた場合に、行方不明者情報が市町村を通じてあらかじめ捜索協力の協定等を結んだ関係機関に提供されるものであり、関係機関としては、消防署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、鉄道会社、バス会社、タクシー会社、介護サービス事業所、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア等がみられた。さらに、当該38市町村のうち17市町村では、関係機関への捜索協力要請に

加えて、認知症高齢者本人又は家族の同意の下、認知症サポーターを含む一般の協力者のメールアドレス、検索協力支援アプリ（注）又はFAXに行方不明者情報を発信し、検索協力を依頼する取組を行っているものがみられた。

また、行方不明となった認知症高齢者の検索や身元特定を容易にするため、行方不明となるおそれのある認知症高齢者の情報を事前登録するもの（34市町村）、GPS（全地球無線測位システム）等の位置情報システムを備えた端末の配布又は購入費等を助成するもの（22市町村）等がみられた。

（注）市町村が、行方不明時の検索のために導入したもので、高齢者の家族等の利用者が検索依頼を送信するとともに、検索協力者は行方不明者情報を受信することができる。

図表 3-(2)-② 認知症高齢者が行方不明となった場合の対応に係る取組の内容

（単位：市町村、％）

区 分	市町村数
① 関係機関への検索協力要請	38 ( 86.4)
うち、メールアドレス、検索協力支援アプリ、FAX登録者への行方不明者情報の発信	17 ( 44.7)
うち、検索協力機関との連携を図るための連絡会議の実施	9 ( 23.7)
うち、ラジオ、防災無線の活用	6 ( 15.8)
② 事前登録制度	34 ( 77.3)
うち、キーホルダー、ステッカー、反射材、QRコードの作成・配布	12 ( 35.3)
③ GPS等位置情報システムを備えた端末の配布又は購入費等の助成	22 ( 50.0)
④ 検索模擬訓練の実施	8 ( 18.2)
計（注2）	44 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 一つの市町村が複数の取組を実施している場合、複数の区分に該当する取組を実施している場合があるため、認知症高齢者が行方不明となった場合の対応に係る取組を実施している市町村数（実数）と内訳は一致しない。

このほか、認知症高齢者が発見された後、家族と連絡が取れない、介護者が不在である、引取りに時間を要するといった場合に介護施設で一時保護することとしているもの（3市町村）もみられた。

#### （認知症初期集中支援等につなぐ対応）

認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に係る取組を実施していた44市町村のうち6市町村では、検索協力の協定等を結んだ関係機関のネットワークにより保護された高齢者について、市町村の保健師や地域包括支援センターの職員が生活状況や介護サービスの利用状況等を確認していた。その結果、医療・介護サービスによる支援につながっていない場合には、支援チームや地域包括支援センターによる支援を実施するとしている。当該6市町村のうち1市町村については、図表3-(2)-③のとおり、実際に平成29年度において4人の高齢者を支援チームで支援した実績が確認された。

**図表 3-(2)-③ 保護した認知症高齢者を支援チームで対応した例**

市町村人口等	高齢者人口	高齢化率
110 千人	30 千人	27.4%
<p>当該市町村では、警察や協力事業者等による見守りネットワークを構築している。行方不明となった高齢者が、当該ネットワークにより発見された場合、当該高齢者を「見守り対象者」として地域包括支援センター職員が家庭訪問を実施して生活状況や介護サービスの利用状況等を確認する。その結果、医療・介護サービスによる支援につながっていない場合には、支援チームや地域包括支援センターが支援することとしている。</p> <p>平成 29 年度においては新規に 38 人が「見守り対象者」となり、家庭訪問等による確認の結果、4 人が医療や介護につながっていなかったことから、支援チームで対応している。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の市町村人口等、高齢者人口及び高齢化率は平成 27 年度国勢調査結果による。

このほか、4 市町村では、行方不明となるおそれのある認知症高齢者の事前登録制度の利用を開始する際に、本人の生活状況や介護サービスの利用状況等に応じて地域包括支援センターの総合相談支援や支援チームの支援につなぐとしている。また、GPS 等位置情報を備えた端末の購入費等の助成を実施している 1 市町村は、端末の初期費用助成に際し、事業を利用する高齢者が必要な医療・介護サービスにつながっていないなどの場合には、支援チームと連携して支援するとしている。

#### (イ) 在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組の実施状況

在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組を実施していた 9 市町村の取組内容は、見守り支援の申請があった認知症高齢者に対して、後述の見守り支援者による生活状況の見守り（カーテンの開け閉めの確認等）、声掛け、認知症高齢者家族の外出時に居宅を訪問しての見守り、認知症高齢者本人の外出支援（散歩、通いの場への同行、趣味活動の付き合い）を行うことなどとなっていた。

また、当該 9 市町村の取組において、見守り支援者として活動できる要件としては、図表 3-(2)-④のとおり、

- i) 認知症サポーターのうち、支援者として協力の意思のある者（4 市町村）  
このうち、更に事前に市町村又は市町村が見守りに係る取組を委託する民間団体が実施する養成研修を受講した者（3 市町村）、
- ii) 認知症サポーターに限らず、見守り支援者として協力する意思のある者で、市町村又は市町村が見守りに係る取組を委託した民間団体が実施する養成研修を受講した者（3 市町村）、
- iii) 民生委員の推薦及び町内会長の同意を得た者（1 市町村。当該市町村では、民生委員と見守り支援者がチームを組み、認知症高齢者に対する定期的な訪問、声掛けなどの取組を行うこととしている。）、  
等となっていた。

**図表 3-(2)-④ 認知症高齢者に対する日常的な見守りの取組における見守り支援者の要件**

認知症高齢者に対する日常的な見守りの取組における見守り支援者	市町村数
i) 認知症サポーターで見守り支援者として協力する意思のある者	4
うち、市町村又は市町村が見守りに係る取組を委託した民間団体が実施する養成研修の受講者	3
ii) 見守り支援者として協力する意思のある者で、市町村又は市町村が見守りに係る取組を委託した民間団体が実施する養成研修の受講者	3
iii) 民生委員の推薦及び町内会長の同意を得た者	1
iv) 市町村が見守りに係る取組を委託したシルバー人材センター及び介護サービス事業所の職員	1
計	9

(注) 当省の調査結果による。

在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組を実施していた 9 市町村では、取組を実施した理由として、次のとおり、認知症高齢者本人も自宅で安心して過ごすことができること、見守り支援者と認知症高齢者との地域交流ができること等を挙げている。

- ① 家族の留守中に見守り支援者が話し相手や見守りをするすることで、認知症高齢者本人も自宅で安心して過ごすことができるため (1 市町村)
- ② 見守り支援者が実施する見守り活動が、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりに役立っているため (1 市町村)
- ③ 要介護 1 までの認知症高齢者は、自身が認知症であることを受け入れられず、介護（予防）サービス等を拒否する傾向がある。また、自身にまだできる能力があるにもかかわらず、閉じこもりがちになり、認知症がますます重度化してしまうこともある。そこで、日常生活の中で支援する者が必要と考えたため (1 市町村)
- ④ 見守り支援者も認知症高齢者と同じくらいの年代であることから、近い立場の人同士で地域交流ができるため。また、訪問や見守りを実施する中で異変があれば、見守り支援者から地域包括支援センターに連絡を取ることにより緊急時の早期対応につながるため (1 市町村)
- ⑤ 地域のインフォーマルサービスとしての見守り体制ができるため (1 市町村)
- ⑥ 家族介護者の負担軽減につながるため (4 市町村)

**(取組を実施する上での課題)**

一方で、在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組を実施していた 9 市町村のうち、5 市町村は、図表 3-(2)-⑤のとおり、見守り支援を利用する認知症高齢者が減少している又は少ないことが課題としている。

図表 3-(2)-⑤ 日常的な見守りに係る取組の課題（利用者が減少又は少ない）

No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率																											
	364 千人	107 千人	29.3%																											
1	<p>利用者数及び利用回数が減少している。これらの明確な理由は不明であるものの、管内で在宅の認知症高齢者が利用できる介護保険サービスが充実してきたことが考えられる。今後は、住民やケアマネジャー等の関係職種への周知・広報を更に図っていく必要があると認識している。</p> <p>表 平成 27 年度から 29 年度までの訪問実績 (単位：人、回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">28 年度</th> <th colspan="2">29 年度</th> </tr> <tr> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>706</td> <td>5,167</td> <td>557</td> <td>4,379</td> <td>562</td> <td>3,624</td> </tr> <tr> <td>(指数)</td> <td>(100)</td> <td>(100)</td> <td>(78.9)</td> <td>(84.7)</td> <td>(79.6)</td> <td>(70.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (指数) 欄は、平成 27 年度の実績を 100 とした場合の指数である。</p>			区分	平成 27 年度		28 年度		29 年度		利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	実績	706	5,167	557	4,379	562	3,624	(指数)	(100)	(100)	(78.9)	(84.7)	(79.6)	(70.1)
区分	平成 27 年度		28 年度		29 年度																									
	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数																								
実績	706	5,167	557	4,379	562	3,624																								
(指数)	(100)	(100)	(78.9)	(84.7)	(79.6)	(70.1)																								
No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率																											
	大都市	—	—																											
2	<p>利用者数及び利用回数が減少しているほか、利用者が固定化している。これらの明確な理由は不明であるものの、取組に係る周知・広報が十分でないこと（現在は、地域包括支援センターに相談に訪れた者に対して情報提供）が考えられるため、情報提供の在り方等を見直すことで利用者を増やせないか検討している。</p> <p>表 平成 27 年度から 29 年度までの訪問実績 (単位：人、回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">28 年度</th> <th colspan="2">29 年度</th> </tr> <tr> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>16</td> <td>304</td> <td>16</td> <td>176</td> <td>12</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>(指数)</td> <td>(100)</td> <td>(100)</td> <td>(100)</td> <td>(57.9)</td> <td>(75.0)</td> <td>(44.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (指数) 欄は、平成 27 年度の実績を 100 とした場合の指数である。</p>			区分	平成 27 年度		28 年度		29 年度		利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	実績	16	304	16	176	12	134	(指数)	(100)	(100)	(100)	(57.9)	(75.0)	(44.1)
区分	平成 27 年度		28 年度		29 年度																									
	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数																								
実績	16	304	16	176	12	134																								
(指数)	(100)	(100)	(100)	(57.9)	(75.0)	(44.1)																								
No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率																											
	115 千人	32 千人	27.9%																											
3	<p>利用回数が減少している。その明確な理由は不明であるものの、認知症高齢者を抱えている家庭への周知が不足していることが考えられる。</p> <p>表 平成 27 年度から 29 年度までの訪問実績 (単位：人、回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">28 年度</th> <th colspan="2">29 年度</th> </tr> <tr> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> <th>利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>726</td> <td>—</td> <td>719</td> <td>—</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>(指数)</td> <td>(—)</td> <td>(100)</td> <td>(—)</td> <td>(99.0)</td> <td>(—)</td> <td>(73.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当該市町村では、利用者数は把握していない。 2 (指数) 欄は、平成 27 年度の実績を 100 とした場合の指数である。</p>			区分	平成 27 年度		28 年度		29 年度		利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	実績	—	726	—	719	—	532	(指数)	(—)	(100)	(—)	(99.0)	(—)	(73.3)
区分	平成 27 年度		28 年度		29 年度																									
	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数	利用者数	延べ利用回数																								
実績	—	726	—	719	—	532																								
(指数)	(—)	(100)	(—)	(99.0)	(—)	(73.3)																								
No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率																											
	48 千人	17 千人	35.1%																											
4	<p>平成 29 年度を含め、近年、見守り支援の利用者がいない。その明確な理由は不明であるものの、見守り支援を利用することにより、知らない人（見守り支援者）が自宅に来ることに抵抗がある認知症高齢者が多い可能性も考えられる。</p>																													
No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率																											
	89 千人	30 千人	34.1%																											
5	<p>平成 20 年度の事業開始以降、利用申込者数は 10 人とどまっている（理由は不明）。</p>																													

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の市町村人口等、高齢者人口及び高齢化率は平成 27 年度国勢調査結果による。なお、指定都市及び東京都特別区部については、市町村人口、高齢者人口、高齢化率を記載することにより市町村名を特定できる可能性があることから、市町村人口等欄に「大都市」（平成 27 年国勢調査の用語の定義を準用）とのみ記載する。

なお、前述の課題を挙げた 5 市町村以外の 4 市町村における見守り支援の利用状況をみると、民生委員と見守り支援者がチームを組み、認知症高齢者に対する定期的な訪問、声掛け等の取組を行っている 1 市町村では、見守り支援の利用回数が、平成 27 年度は延べ 2 万 8,218 回、28 年度は延べ 2 万 9,780 回、29 年度は延べ 4 万 377 回と増加していた（注）。その他の 2 市町村では、見守り支援の利用者数及び利用回数を把握しておらず、1 市町村では、平成 29 年度は取組の試行段階で 30 年度から本格実施であったため、29 年度の利用者数は 1 人で、利用回数は電話による声掛け 3 回、通いの場への同行 3 回となっていた。

（注） 当該市町村では、見守り支援の利用者数は把握していない。

これらとは別に、1 市町村では、図表 3-(2)-⑥のとおり、在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組を実施する上で、市町村内の住民の高齢化や過疎化が進んでいる地域では、見守り支援者の確保が難しいことが課題としている。

**図表 3-(2)-⑥ 日常的な見守りに係る取組の課題（見守り支援者の確保が難しい等）**

市町村人口等	高齢者人口	高齢化率
115 千人	32 千人	27.9%
見守りを行う支援者数（平成 29 年度 150 人）は、管内の五つの日常生活圏域別にみると、増加傾向である地域がある一方で、住民の高齢化や過疎化が進んでいる地域では支援者数が減少し、その確保が難しくなっている。		

（注） 1 当省の調査結果による。

2 表中の市町村人口等、高齢者人口及び高齢化率は平成 27 年度国勢調査結果による。

また、平成 29 年度に在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組を試行し、30 年度から本格的に取組を開始した 1 市町村では、当省の調査時点（平成 30 年 10 月）では、見守り支援者数が 10 人となっていたが、見守り支援者を将来的には各地域包括支援センター（6 センター及び 1 支所）に数人の支援者を確保していきたいとしている。

このほか、1 市町村では、在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りに係る取組の基盤となる地域のつながりが希薄化していることが課題としている。

#### イ 市町村による認知症サポーターの「見守り」活動等への参画支援の実施状況

今回、調査した 62 市町村における認知症高齢者の見守りに係る取組等の中で、認知症サポーターが、搜索模擬訓練、見守り支援者としての活動、認知症カフェの運営などに参画している状況がみられた。

認知症高齢者が行方不明となった場合に、関係機関への搜索協力要請に加えて、一般の協力者のメールアドレス、搜索協力支援アプリ又は F A X に行方不明者情報を発信する取組を実施している 17 市町村のうち 9 市町村は、情報を受信できるようメールアドレスの登録を認知症サポーター養成講座の際に要請していた。認知症高齢者が行方不明となった場合を想定した搜索模擬訓練を実施している 8 市町村のうち 2 市町村は、認知

症サポーターに参加を要請していた。

また、前述の図表 3-(2)-④のとおり、在宅の認知症高齢者に対する日常的な見守りを実施している 9 市町村のうち 4 市町村は、認知症サポーターのうち、支援者として協力の意思のある者に見守り支援者としての活動を要請していた。

このうち、3 市町村においては、図表 3-(2)-⑦のとおり、認知症サポーターのうち認知症高齢者の支援に関心のある者に対して、別途、認知症高齢者に対する理解等をより深めるステップアップ研修を実施した上で、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座の運営等に参加を要請している例がみられた。

**図表 3-(2)-⑦ 市町村が認知症サポーターに認知症カフェ等への参加を要請している例**

No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率
	173 千人	45 千人	25.8%
1	認知症サポーターのうち認知症高齢者の支援に関心のある者に対して、市町村がステップアップ研修を実施し、研修修了者のうちその後の活動を希望する者を登録している。登録者に対しては、地域包括支援センターや市町村が実施する搜索模擬訓練、認知症カフェ等へのできる範囲での参加を最寄りの地域包括支援センターから随時要請している。		
No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率
	大都市	—	—
2	認知症サポーターのうち認知症高齢者の支援に関心のある者に対して、市町村がステップアップ研修を実施している。研修修了者には、居住地等それぞれの地域において、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座の運営等へのできる範囲での参加を要請している。		
No.	市町村人口等	高齢者人口	高齢化率
	107 千人	30 千人	27.6%
3	認知症サポーターのうち認知症高齢者支援に関心のある者に対して、市町村がステップアップ研修を実施している。研修終了者には、認知症高齢者の支援に関する自主的なボランティア活動や関係機関等の連絡会・研修会への参加等できる範囲での活動を要請している。併せて、市町村が研修修了者の活動状況を把握するため、任意で年に 1 回程度、所定の様式により活動内容を報告するよう要請している。		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の市町村人口等、高齢者人口及び高齢化率は平成 27 年度国勢調査結果による。なお、指定都市及び東京都特別区部については、市町村人口、高齢者人口、高齢化率を記載することにより市町村名を特定できる可能性があることから、市町村人口等欄に「大都市」（平成 27 年国勢調査の用語の定義を準用）のみ記載する。

このほか、1 市町村では、認知症サポーター養成講座の修了後、認知症高齢者の支援に参加する意欲のある者を募り、ボランティアとして登録し、認知症カフェへの参加を要請していた。当該市町村では、管内の介護保険サービスの指定事業所及び施設が実施する認知症カフェの認証・登録制度を導入しており、前述のボランティアが認知症カフェの参加を希望した場合は受け入れることを認証・登録要件の一つとしている。